

## 笠間市あかちゃん・ほっと！ルーム事業実施ガイドライン

笠間市あかちゃん・ほっと！ルーム事業実施ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、笠間市におけるあかちゃん・ほっと！ルーム事業の実施に当たり、標準的な運用方針について定めるものとする。

### 1 事業の目的

乳幼児を持つ保護者が外出先で気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換ができる設備を有する店舗、医療機関、駅、公共施設等を子育てバリアフリー施設「あかちゃん・ほっと！ルーム」として登録し、登録施設の情報を広く周知し、さらなる設置を促すことによって、安心して外出することができる環境を整え、子育てにやさしいまちづくりを推進する。

### 2 利用対象

原則として、乳幼児（概ね3歳未満の児童）を持つ保護者で、利用は授乳及びおむつ替えの場合に限る。

### 3 事業内容

- (1) 乳幼児を持つ保護者が、安心して気軽に授乳やおむつ交換ができる場所を備え、かつ来訪者を特に限定しない施設を「あかちゃん・ほっと！ルーム」として登録する。
- (2) 市は、「あかちゃん・ほっと！ルーム」として登録した施設の情報を市民に周知し、利用を促進するものとする。

### 4 登録要件及びサービスの提供内容

「あかちゃん・ほっと！ルーム」では、次の(1)から(3)のすべて、もしくはいずれかを提供する。

#### (1) おむつ交換の場所

おむつ交換の場所とは、おむつの交換台、ベビーベッドなどを備え、安心しておむつ交換ができる場所をいう。

#### (2) 授乳の場所

授乳のための場所（利用者が外部の目を気にせずに授乳できる場）を提供する。使用するスペースは、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行う。

#### (3) ミルク用のお湯

ミルク用のお湯は、厚生労働省のガイドライン（平成19年6月5日食安基発第0605001号、食安監発第0605001号厚生労働省医薬食品局安全部基準審査課長、監視安全課長）に従い、70℃以上に保ったものを提供する。（沸騰後30分以上経過したお湯は70℃以下になるため使用しない。）

## 5 事業実施日及び時間

事業の実施日及び時間は、登録施設が登録時に決定する。

ただし、施設の管理運営において支障があるときは、臨時的、もしくは一時的に事業を実施しないことができる。

## 6 登録施設の表示

(1) 登録施設の管理者は、ステッカー等を利用者の目に付きやすい場所に掲示するものとする。

(2) ステッカー等の掲示及び管理は、施設管理者が行うものとする。

(3) ステッカー等は、市が提供するものとする。

## 7 登録方法

「あかちゃん・ほっと！ルーム」登録承諾書（様式第1号）を笠間市子ども福祉課へ提出する。承諾書の内容及び現地を確認のうえ、「あかちゃん・ほっと！ルーム」登録台帳に記載する。登録が済み次第、「あかちゃん・ほっと！ルーム」ステッカーを配布する。

また、登録解除を希望するときは、「あかちゃん・ほっと！ルーム」登録内容変更・解除届（様式第2号）を「あかちゃん・ほっと！ルーム」ステッカーとともに提出する。

## 8 施設の利用及び管理の指針

(1) 「あかちゃん・ほっと！ルーム」については、各施設において、設置状況、利用条件等が異なるため、利用者は、施設の管理者の指示に従い利用するものとする。

(2) 利用者は、後から利用する方が気持ちよく利用できるよう、きれいに使用することを心がけるものとする。

(3) 利用者は、原則として紙おむつなどのごみは持ち帰るものとする。ただし、施設管理者がゴミ箱等を設置している場合は、この限りではない。

(4) 施設管理者は、提供する施設の衛生面に配慮し、定期的に清掃を行うものとする。

## 9 確認および助言

市長は登録施設に対して、必要に応じ本事業の実施状況について、確認及び助言をすることができる。

## 10 庶務

「あかちゃん・ほっと！ルーム」事業に関する庶務は、笠間市子ども福祉課が行う。

### 附 則

このガイドラインは、平成29年12月1日から施行する。